

【平成16年度第1回新南陽地区地域審議会 議事概要】

【日 時】 平成16年4月28日(水)午後3時から午後5時30分まで

【場 所】 新南陽総合支所 4階会議室

【出席者】

(委 員) 菊地会長、志賀副会長、伊藤委員、原田委員、藤井委員、中山委員、長嶺委員、
浅海委員、赤星委員、山本委員、橋本委員、田中委員、角委員

(事務局) 河村市長、吉村特別参与、田村総合支所長、片山総合支所次長
山下企画財政部長、磯部企画財政部次長、宮川企画調整課長
企画調整課 地域振興担当 増本、原田、行富
企画調整担当 藤井、寺岡、三川
地域振興課 坪井、石川、中田

1. 開会

2. 諮問書の交付

3. 市長あいさつ

河村和登周南市長

4. 議事

- (1) 会議録の作成等について
- (2) 周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)の説明
- (3) 周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)の質疑
- (4) 周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)の審議
- (5) 次回の開催日程について

5. 特別参与あいさつ

吉村徳昌特別参与

6. 閉会

4. 議事

会議録の作成等について

委員：意見なし

会長：事務局案のとおり、全ての地区の審議会で、統一した取扱いをお願いしたい。

今後のスケジュールについて

会長：質疑に入る前に、基本構想案に対する答申、事務局からの基本計画の提示、基本計画に対する意見具申について、スケジュールを整理して説明してほしい。

事務局：基本構想に対する答申については、6月の下旬までをお願いいたします。

基本計画については現在策定中であり、6月の中旬には提示が可能と思われます。

これについては、地域審議会に諮問するものではないため、基本計画に対する地域審議会としての意見については、意見具申という形を取っていただくこととなります。

時期については、7月から9月下旬にかけて市民の代表40名程度からなる総合計画審議会を立ち上げ、ここへ基本構想と基本計画の諮問を行い、9月下旬までに答申をいただく予定となっておりますので、地域審議会の意見具申は9月上旬頃までにいただき、策定委員会に諮り、市側で調整した上で、基本構想及び基本計画を議会へ提示していく予定といたしております。

基本構想について（質疑）

会長：事務局より説明のあった基本構想について質疑を行っていただきたいが、基本構想を3つのブロックに分け、各ブロックに関する質疑を行っていただき、最後に全般にわたっての質疑を行っていただく時間を設けることとしたい。

ブロック分けについては、序論、第1章を第1ブロック、第2章、第3章、第6章、第7章を第2ブロック、第4章、第5章、第8章を第3ブロックといたしたい。

[序論・第1章（質疑）]

会長：序論及び第1章に対して質問、意見のある方は挙手をお願いしたい。

委員：序論の第2章総合計画の名称について、「ヒューマン・ビジョン周南」はカタカナを使用しており格好よく見えるかもしれないが、英語表現として適当でなく、再考をお願いしたい。

また、第1章にて計画策定の背景ということで、時代の潮流として7つの項目が挙げられているが、7つを挙げた根拠について説明をしていただきたい。

事務局：総合計画の名称については、既に他地区の審議会においても和製英語で適当でないのではないかとのご指摘をいただいております。検討したいと考えております。

計画策定の背景については、国、世界の流れの中で周南市に影響のあると考えられるものを7つに絞って整理したものです。

市民意識についても、「市民意識調査」として実施したアンケートの結果から、今後のまちづくりとして必要なこと、特に、安心安全なまちづくりが必要との声が最も多いことを考慮し、今後のまちづくりにおける周南市の課題として、7つの項目に整理をいたしました。

委員：計画策定の背景に提示されている7つの項目は、全国的にも共通のものであり、周南市の動向についての確に分析、表現したものを盛り込む必要があるのではないかと。

委員：市民意識調査の中を抜粋するなどして盛り込めば、全国標準なものでなく、周南市の特性ある基本構想となるのではないかとと思われるが。

事務局：基本構想は、まちづくりの方向を決めるものであり、各種データは基本計画において整理し掲げて行きたいと考えております。

委員：「市民」「住民」という言葉が使われているが、「市民」との表現が適当であると思われるが、使い分けている理由があれば説明をいただきたい。

事務局：「市民」と「住民」を区別して表現して行こうとは考えていないので、「市民」にて統一させていただきます。

委員：今、我々が最も影響を受けている事は「合併」であり、合併により出てきた周南市の課題は何かという事を考える必要があるのではないかと。

合併して間がないという事があり、大きくクローズアップされていることは、旧2市2町の市民が周南市で生活する上で、公平な行政サービスの提供を享受でき、快適な生活が送れるかどうかという事である。

これを行政がどのようにして保障し、その実現のためにリーディングプロジェクトにおいて具体的な施策を実施していくのだという視点が、第1章の計画策定の背景として述べられていても良いのではないかと考えるが。

事務局：基本構想については、平成14年に合併協議会にて策定した新市建設計画を包括するものとされており、新市建設計画との整合性を図るため、「21のリーディングプロジェクト」を掲げております。

基本構想の中でも、第2章将来の都市像、第3章まちづくりの目標において、一体感のあるまちづくりの推進、(ひとが)快適に暮らせるまちづくりといったことを基本理念として示しており、今後の課題ということではなく、実行すべき事項として認識しておりますので、あえて課題としては取り上げておりません。

[第2章・3章・6章・7章(質疑)]

会長：若干、審議委員の意見と、事務局の回答にズレが生じている部分もありますが、この点については、今日はこのあたりまでとしていただき、次の第2章、第3章、第6章、第7章の第2ブロックについて、ご質問をお願いいたします。

委員：第6章と第7章の関係について、第6章は主要プロジェクトとして、プロジェクトを策定して、これを推進する。第7章の施策の大綱には、あらゆる施策にこれを織り込むということで理解をしているが、主要プロジェクトとは、例えばどのようなものを立ち上げるのでしょうか。

事務局：主要プロジェクトについては、第6章に掲げておりますが、この具体的な事業については、周南市まちづくり総合計画・基本計画体系図（案）において図形化をいたしております。例としては「青少年健全育成プランの策定」「子どもサポートプランの推進」等がございます。

委員：「プロジェクト」とは、全庁挙げて、市民の協力も得ながら進めていくというものであり、「施策の大綱」とは、各部門で施策を実施する場合に、大綱に掲げてあることを織り込んで実施しなさいということか。

「施策」と「プロジェクト」とは、どう違うのか。

事務局：具体的な内容は、施策の大綱にも入ってまいりますが、今後10年間に取組んでまいりますが「ひと輝きプロジェクト」「21のリーディングプロジェクト」の2つのプロジェクトでございます。

委員：庁内でプロジェクトの責任者を決めて、推進していくのか。

事務局：体制については、まだ検討を行っておりません。

委員：プロジェクトの位置付け、体制についてはっきりしてもらいたい。

事務局：プロジェクトの進め方については、必要があれば組織を設けることもあると思われませんが、そこまで具体化はいたしておりません。

委員：「プロジェクト」の定義は何か。

事務局：5つのまちづくりの目標を達成するために、特に力を入れて推進していくのが、2つの主要なプロジェクトとなります。

委員：計画し、実施し、達成度合いをチェックし、フォローしていくのですね。

事務局：これは総合計画ですので、もちろん実施していきます。

委員：「プロジェクト」については、各担当課に対する指針を示しただけというのではなく、担当者を決めて推進していかななくては目標の達成は難しいと考えるが。

事務局：まちづくりの基本的な考え方を示したものが基本構想ですので、具体的な体制等につきましては、実施計画や、それを実施する上での考え方となると思いますが。

委員：「プロジェクト」の定義を明確にしてもらいたい。

事務局：分かりました。ご意見として承ります。

委員：周南市まちづくり総合計画・構成（案）において、第6章と第7章の間に矢印が引かれているのは、どのような意図か。

事務局：基本的には第3章と第7章が対になっているものだが、第6章はまちづくりの目標を実現するためのプロジェクトという意味で、矢印を設けております。

委員：もう少し言葉の定義を、しっかりしていただきたい。

第5章において土地利用方針が述べられているが、新南陽地区においては遊休地がかなりあり、これを有効に活用する方策について、利用方針の中で述べる必要があるのではないか。

事務局：遊休地等の土地利用についての現状の課題は、各セクションでは把握しておりますが、基本構想の内容としては掲げておりません。

委員：10年間の計画なので、大綱として記載するべきではないのか。

どのような計画を持っているのかについても示されて然るべきであると考えが。

事務局：基本構想の中の土地利用方針は、新市建設計画の内容を受け、各地域での土地利用について記述した章となっております。

委員：遊休地の有効活用についての方針が、基本方針から漏れているのではないか。

事務局：基本計画、実施計画において対応していくべき問題であるとの認識は持っております。

委員：遊休地は短期間での処分が困難な状況であるので、10年という期間の中で、この問題をどのように位置づけるかということについては、触れておく必要がある。

事務局：第5章においては、周南市としての全体の土地利用について述べている部分であり、ご指摘の点につきましては、各論になりますが、第8章推進方策（行政経営方針）の範疇となると思われ、この中で記述していくべきものではないかと考えております。

委員：「プロジェクト」という言葉は特定課題という意味で使用されていると思うが、普通プロジェクトといった場合は、「ひとつの課題に対してどのように取組むのか」といった意味で理解されるものであり、プロジェクトという言葉の理解が人によって異なるので、誤解が生じるのではないか。

委員：旧新南陽市の場合、プロジェクトとはきちんと体制を定めて推進していった経緯があるので、周南市においても同様な考え方によるものと受止めていたのだが。

委員：第6章において、主要プロジェクトを受けて具体的に何をするのかという時点で、また4つのプロジェクトが挙げられており、同じプロジェクトという言葉が、いく通りにも使われている。

同様に、周南市まちづくり総合計画・基本計画体系図（案）においても、プロジェクトという言葉定義が曖昧のままに使用されているため、分かりにくいものになっている。

通常、基本構想に基づいて戦略を立て、それを実行するためにプロジェクトを立ち上げるとというのが一般的であり、プロジェクトという言葉の定義を明確にすべきではないか。

事務局：旧新南陽市においては、基本計画においてプロジェクトの設定を行っております。

したが、今回は、基本構想の段階でプロジェクトを設定し、10年間実施していこうとの考え方をしております。プロジェクトという言葉の使用については、紛らわしいところもあるので、もう一度整理させていただきたいと考えております。

会 長：理解がスムーズに行くように、言葉の定義、用法についてもう一度見直しをお願いしたい。

委 員：私自身は、基本計画に結びつくように、具体的に何を示して行くかという事を表すものが基本構想であると考えているが、その前提に立つと、周南市まちづくり総合計画・基本計画体系図（案）にて示されている内容が、基本構想の中でどこに示されているのか、基本構想と基本計画の関連性が、非常に分かりづらい資料になっていると思われる。いかがでしょうか。

事務局：計画の策定方法は色々なものがあると思いますが、周南市としては基本構想で主なものを述べ、その他の実施すべきものについては、基本計画の中で位置付けております。

委 員：基本構想、基本計画というものは、誰に理解をしてもらうための資料なのか。最終的には市民に理解していただくための資料作りではないのか。

事務局：計画策定の背景ということで、周南市のまちづくりの課題を整理し、これを克服するために将来の都市像を決め、これを実現するために5つのまちづくりの目標を定め、具体的な施策の大綱を設け、これを10ヵ年取組むことにより目標の実現を図るという形で整理し、資料も作成いたしております。

会 長：今日はこのあたりとして、次回また質疑をさせていただきます。

私の方から、第7章3（ひとが）安心して生活するまちづくりにおいて、健康面、災害面とともに、防犯に対する姿勢を打ち出した記述を加えるべきではないかという事を、意見として述べさせていただきます。

[第4章・5章・8章（質疑）]

会 長：時間が過ぎておりますが、続いて第4章・5章・8章についてのご意見をお願いいたします。

委 員：目標人口17万人というものに対しては、具体的な施策などを記述しておかないと、「絵に描いた餅」のような印象を与えてしまうのではないかと。

事務局：17万人という数については、新市建設計画との整合性を図るという面もございりますが、企業誘致や産業の育成等、基本計画に掲げる施策の実施により実現して行きたいと考えております。

委 員：17万人を達成するために、実施計画の3年ごとのローリング方式にのっとり、3年程度ごとの達成目標などを設定していく必要性はないのか。

委員：人口が減少傾向にある中で、人口増の目標を掲げるのであれば、やはり中期的な目標値を設定する必要があるのではないかと。

新市建設計画との整合性を図るためというだけでは根拠が弱い。

委員：基本構想の中で、目標人口という具体的な数値を掲げることは、非常に異質に感じるのだが。

掲げるのであれば、そのプロセスを明確にしておく必要がある。

委員：少なくともそのような考え方は、持っておく必要がある。

事務局：目標人口の設定については、まちづくり総合計画策定委員会においても議論がなされたところではあります。ハードルは高いが、中核都市として目標を持って計画を策定、推進しようとの意図があって設定されたもので、どの程度が適切かとの議論はあると思われませんが、旧2市2町の法定合併協議会で策定された「新市建設計画」の数値を、単に踏襲したというものではありません。

策定委員会での議論の中では、現在の周南市の交流人口16万3千人程度という数値も、まちづくりの一つの指標として考慮いたしております。

会長：第4章目標人口については以上といたしまして、続いて第8章推進方策（行政経営方針）についてはいかがでしょうか。

委員：周南市初の基本構想・基本計画として、周南市の現状と課題について構想の大綱として明確に示すべきではないかと。

個人的には合併の最大のメリットは、行政改革の推進であり、この新市のまちづくり構想の最重要テーマであり最重要課題を、痛みをともなう部分も含め、市民に対してしっかり示すことが必要なのではないかと。

できれば基本構想の最初に、そのことを述べるべきではないかと思う。

委員：確かに、内容だけみれば非常にバラ色に思えるものばかりだが、市民に対し痛みをともなう部分を、基本構想の中に盛り込んで行くことも必要ではないかと考えます。

[全体をとおして（質疑）]

会長：その他に、全体を通して何かございましたら。

委員：計画策定の背景として、各地区の実情、課題というものを明確に表現することについて、基本構想策定の際に議論がなされたのか伺いたい。

現状の把握を明確に行っておくことが、今後の計画の見直し、検証を行う上で必要となると思われるが。

事務局：各地区の実情、課題については把握しておりますが、周南市として同一のサービスの提供を受けられるということを前提としておりますので、基本構想において各地区の振興策というものを、具体的には示す意向は持っていません。

会長：今後の地域審議会で審議をさせていただき、答申という形で出したいと思って

おりますので、今日の意見、答弁を大いに参考とさせていただきたいと思います。

次回開催日程について

会 長：質疑、審議は終了といたしまして、次回の開催日程について、事務局より案を提示してください。

事務局：次回の開催は5月12日午後2時からということで、前回の審議会にて決定しておりましたが、それでよろしいでしょうか。

また、その次は5月26日の予定となっておりますが、皆さんの意見を取りまとめて6月上旬に開催することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長：5月12日に審議会を行い、基本構想に対する意見を再度まとめ、事務局側で取りまとめを行った後、私も加わって答申（案）を作成。

その後、6月に基本計画の説明と合わせて、審議会を開催するというところでよろしいでしょうか。

委 員：異議なし。

会 長：では次回5月12日午後2時より開催いたします。